

おひさ かわら版

No.127
平成 29 年 3 月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



3月の予定



日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10 源泉所得税 住民税	11
12	13	14	15 確定申告受付 締切日	16	17	18
19	20 春分の日	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 社会保険料 個人事業者の消費税申告	1

「長時間労働が疑われる事業場」の実態

労働基準監督署の監督指導結果による

◆是正・指導対象が10,059事業場に

昨年4月～9月に行われた労働基準監督署による監督指導結果(長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果)が公表されました。

「1カ月当たり80時間を超える残業の疑いがある事業場」や「長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場」など、10,059事業場が是正・指導の対象となっており、このうち6,659事業場(66.2%)で労働基準法などの法令違反があったとの結果が出されています。

◆是正勧告、是正指導の状況

◎是正勧告書が交付された内容は・・・

- ・違法な時間外労働が4,416事業場
- ・賃金不払残業が637事業場
- ・過重労働による健康障害防止措置の未実施が1,043事業

◎是正勧告書が交付された業種(違反割合の多い順)は・・・

- (1)接客娯楽業、(2)運輸交通業、(3)製造業、(4)商業、
- (5)教育・研究業

◎指導票が交付された事業場(主な健康障害防止に係る指導)は・・・

- ・過重労働による健康障害防止のための指導が8,683事業場
- ・労働時間適正把握基準に関する指導が1,189事業場

指導内容としては、長時間労働者への面接指導の実施、月80時間以内への残業削減や始業・終業時刻の確認・記録、自己申告制による場合の実態調査などの指導が行われています。

現在、労働時間に関する制度改正が予定されています、今後の情報には注意が必要となります。

◆ 3月10日

- ・源泉所得税、住民税特別徴収税納付 2月分

◆ 3月15日

- ・所得税・復興特別所得税・贈与税の確定申告受付締切日

◆ 3月31日

- ・社会保険料の納付 (健保・厚生年金) 2月分
- ・個人事業者の消費税申告

= 保険料率が変わります =

《協会けんぽ山形》

健康保険・介護保険料率が平成29年3月分(4月納付分)から、改定されます。

	健康 保険料率	介護 保険料率
平成 29 年 2 月分 (3 月支給分) まで	10.00%	1.58%
	↓	↓
平成 29 年 3 月分 (4 月支給分) まで	9.99%	1.65%